

(発行)南国民商工会 〒783-0004 南国市大桶甲370-4

TEL088-864-3623 FAX088-863-5191

Eメール nangokuminsho@nifty.com

会報 なんごく

No.196

コロナウイルスに負けず、営業とくらしを守ろう！
持続化給付金（返済不要）の対象になる
か、確認せずにあきらめていませんか？

会員さんと、コロナウイルス対策としての、「持続化給付金」について話しをしていると、

「もともと売上が落ちてきちゅうき、関係ないろう」「所得が少ないき、受けれ

んろう」など、そもそも自分

はもらえんもん、関係ない

もんと思っていて、今年の

売上のチェックもしていない

方がけっこうおいでます。

給付対象

国の「持続化給付金」の給付対象は、2020年1

月以降、コロナの影響等により、売上収入が50%以

上減少した月がある場合で、

★中小法人と、個人の青色申告で決算書も提出する場

合は、前年の同じ月と比べます。
 ★個人の白色申告と青色申

告で決算書を提出しない場合は、2019年の1ヶ月平均と比べます。

★例えば、2019年の売上が120万円としたら、

1ヶ月平均は10万円となり、仮に2020年4月の

売上が5万円だったら、50%以上の減少

になり、対象になります。

★給付額は、2019年の売上120万から、対象月4月の売上

5万×12ヶ月の60万を差し引いた、60

万円となります。

★個人の上限は100万円です。

★2019年中に開業した人や、2020年

になってから開業した人、親から子に事業承

継した人も、ネットでやりとりが大変でした

同様の給付金が出る市町村も

確認しましょう

★香南市の場合は、市内に事業所を有する法人・個人で、国と同様で、2020年1月～12月のうち、1ヶ月でも前年比20%以上50%未満減少していたら対象になります。申込期限は2021年1月29日。

★香美市の場合は、市内に事業所を有する法人・個人で、2020年1月～12月で、連続する3ヶ月の月平均収入が、前年同期比で20%以上50%未満減少していたら対象になります。申込期限は2021年1月29日。

★高知市の場合は、法人は市内に事業所を有する場合がありますが、個人の場合は、市内に住所を有する場合は対象となります。2020年1月～12月のうち、1ヶ月でも前年比20%以上50%未満減少していたら対象になります。申込期限は2021年2月28日。

★南国市の場合は、市内に事業所を有する法人・個人で、2020年3月～6月の中で、連続する3ヶ月の月平均収入が、前年同期比で20%以上50%未満減少していたら対象になります。南国市の場合は、香南市、香美市、高知市と違って、国の持続化給付金をもらっていても申請できますが、申込期限は2020年9月30日です。

が、給付金が出てます。自分で申請して出なくてあきらめていた人で、再度、民商で見直して再申請して出た人もいます。対象になる場合は、あきらめずに何度でも申請しましょう。

「家賃支援給付金」の受付が始まりました。

2020年5月以降の、事業用の土地や建物の賃料が対象です。申請できる人は、5月以降の売上が50%以上減少した月があるか、または、連続する3ヶ月の売上合計が、30%以上減少している場合です。7

〈共済会より〉春夏健診のご案内

コロナウイルスの関係で、いっしょに受診する日は設定できてませんが、個々で健診を受けられた場合は、例年同様、健診補助金がでますので、民商事務局までおいでください。※健診の送迎は11月の予定です。

月27日付商工新聞の2面をご覧ください。